

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間のまとめ）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 意見の募集方法

（1）意見募集期間

平成18年10月13日（金曜日）から平成18年10月27日（金曜日）まで

（2）告知方法

東京都ホームページ、記者発表

（3）募集方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 寄せられた意見の概要

（1）受付数

電子メール	ファクシミリ	郵送	合計
48通	9通	0通	57通

（2）意見の概要

ア 延べ意見数

130件

イ 主な意見の例

趣旨を盛り込んだもの

- ・飼い猫の不妊・去勢手術の周知・助言の徹底をしていくことが必要
- ・「動物取扱業及び大学研究機関等の犬の登録の徹底」を追加すべき
- ・動物虐待・遺棄防止の周知徹底を図るため、警察等との連携が必要
- ・動物取扱業の監視指導強化のため担当職員の専門的知識を高めるべき
- ・災害時に備えて、実験動物を扱う施設の場所や、動物種、頭数把握が必要
- ・「実験動物の福祉の為、3Rの普及啓発」を追加すべき

すでに本文に趣旨が含まれているもの

- ・子猫を飼養可能なボランティア団体との協力によって譲渡拡大を図っていくこと
- ・首輪、鑑札、迷子札、マイクロチップなどの個体識別ができるような対策を施すこと

趣旨を取り入れられないもの

- ・マイクロチップ挿入の義務化を追加すべき
- ・動物の致死処分数の減少ではなく「殺処分ゼロ」を目標とすべき
- ・猫の登録義務化

はじめに～中間のまとめにあたって

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
全体	この中間とりまとめが、都の動物愛護管理推進計画に反映される旨を明記すべき。	答申「はじめに」及び第3において明記します。	1
(小計)			1

第1 動物飼養の現状と社会状況

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
4	「幼齢動物（生後三ヶ月未満の犬、ねこ等）の展示販売を禁止する。」を追加すべき。	幼齢動物の週齢を具体的に明記することは、国等の動向を踏まえた将来的な課題であるため追加の必要はないと考えます。	1
4	「また、都の動物愛護相談センター等にも、悪質なペットショップに対する改善指導を求める要望等も寄せられている」を追加すべき。	御指摘の趣旨を踏まえて「第2-3」に追加します。	2
6	6を「動物実験施設・実験動物生産業者の現状分析」に修正し、 「7 動物愛護管理法の改正」を下記のとおり追加すべき。 ……改正内容は、都条例の規定と同様の仕組みに加え、動物取扱業及び特定動物飼養の規制の強化＜動物実験の福祉の3R（使用数の削減、代替、苦痛の軽減）＞等を法に盛り込んだものであるが、これにより、動物の愛護と管理をより適正に行うための体制が整えられた。	動物実験施設の現状については「第2-7」の中で言及します。 御指摘の趣旨を踏まえて、動物愛護管理法の改正の概要を追加します。	1
(小計)			4

第2 動物愛護管理行政の現状

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
3	「悪質な動物取扱業に対しては再三、監視指導を行うも、なかなかこれを応じない業者もあり、対策に苦慮している」を追加すべき。	御指摘の趣旨を踏まえて記述を修正します。	2

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
3 2	「劣悪業者の状況の改善には監視指導では限界のあるケースもある。また、数多くの苦情や通報に対しても、対処しきれない現状がある。」を追加すべき。	御指摘の趣旨を踏まえて記述を修正します。	1
5	動物愛護推進員の選考方法に、公募と推薦の2つがあることも明記すべき。	御指摘の趣旨を踏まえて記述を修正します。	1
5	公募によって委嘱された推進員と、推薦によって委嘱された推進員のあいだで活動実績に違いがあるかどうかと比較検討すべき。	計画策定の中で検討する内容であり、追加する必要はないと考えます。	1
5 2	「……<委嘱内容が具体的にないために、>個人の取組姿勢や区市町村の支援体制の多少に負うところがあり……」と<>内を追加修正すべき。	委嘱内容だけの問題ではないため、追加修正の必要はないと考えます。	1
7(2)	「災害発生時において、動物の多頭飼育施設、動物実験施設等が損壊した場合は、地域住民及び周辺環境に多大な悪影響を及ぼす可能性があるが、その所在や実態は把握できていない」を追加すべき。	御指摘の趣旨を踏まえて記述を追加します。	2
7(2)	「飼い主はペットに、首輪、鑑札、迷子札、マイクロチップなどの個体識別が容易にできるような対策を施すこと。」と追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に現状として含まれているため、追加の必要はないものと考えます。	1
7(2)	「災害時、避難所でのペットの居場所の確保に努める。」 「フード、ケージの備蓄に取り組む。」 「仮設住宅、被災者住宅でのペットの飼養ができるよう努める。」を追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に現状として含まれているため、追加の必要はないものと考えます。	1

(小計) 10

第3 動物愛護推進総合基本計画の達成状況

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2	「概ね成果をあげている。」を「成果をあげるべく、警察、消防等との連携、協働の強化が急務と考えられる。」と修正すべき。	第3では達成状況について述べているため、修正の必要はないものと考えます。	1

(小計) 1

第4 東京都における今後の動物愛護管理行政の方向

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	<p>「家族の一員」とあるが実際には「家族」として扱われていない動物も多いのが現状。動物を物としてでなく、命ある家族として扱われるのが当たり前のようにするべき。</p>	<p>動物に関する社会の変遷を表したものであり、修正の必要はないものと考えます。</p>	1
	<p>「阪神・淡路大震災でも立証されたように人と動物の共生は過去10年を境に著しく変化し、動物により支えられる人、特に単身生活者にとっては無二の存在ともいえる状況である。」を追加すべき。</p>	<p>明確な根拠がないため、追加の必要はないものと考えます。</p>	1
2	<p>「ペット動物が単なる愛玩の対象から」を「愛護動物が、単なる愛玩の対象となるに限らず、一義的に命あるものであることから」と修正すべき。</p>	<p>東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）策定当時のことの説明なので修正できません。</p>	1
2	<p>「あるいは「人生のパートナー」として」を「あるいは「人生のパートナー」とし、人のために働き、人の役に立つ離脱有体物として」と修正すべき。</p>	<p>東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）策定当時のことの説明なので修正できません。</p>	1
4	<p>「今後とも高まっていくことが予測される。」に「今後とも高まっていくことが予測され、一義的に命あるものである動物と人との極めて適切な関係づくりや、生態を繰り返す動物と自然や環境保全の過大を広げている。」を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は人と動物との調和のとれた共生社会を目指す原文と同じであることから、追加の必要はないものと考えます。</p>	1
1 2	<p>「発展の連鎖をつくり出していく社会でなければならぬ。」に「発展の連鎖をつくり出していく社会でなければならぬことから、愛護動物を単に愛玩や、人のために働き人の役に立つ有体物とすることのみならず、人と動物と環境との適切な関係づくりを次世代に伝えなければならぬ。」を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため、追加の必要はないものと考えます。</p>	1
1 3	<p>動物取扱業への監視指導以上に、立ち入り調査や勧告等を強化すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は「第4-2」において本文中に含まれているため修正の必要はないものと考えます。</p>	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
1 3	<p>「中でも、都が重点的に対応すべきは、施設数の増加と業態の多様化が見られる動物取扱業への監視指導や、人材の養成を行っている施設への支援、＜動物実験施設・実験動物生産業者などの実態把握＞、あるいは動物由来感染症への対応など、広域性・専門性の観点からの取組が要求される分野である。」と、＜＞内を追加すべき。</p>	<p>動物実験施設の飼養状況の把握については、「第4-2(2)」において追加します。</p>	1
1 3	<p>「悪質ブリーダーやペットショップの規制強化」を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため、追加の必要はないものと考えます。</p>	1
2	<p>マイクロチップ挿入の義務化を追加すべき。</p>	<p>個体識別措置は、マイクロチップに限るものではないため、マイクロチップのみの義務化を記述する必要はないものと考えます。</p>	1
2	<p>「譲渡と保護のためのシエルター設置」を追加すべき。</p>	<p>現在の業務の中でも実施していることであり、追加の必要はないものと考えます。</p>	1
2	<p>「(6) 動物実験施設・実験動物生産業者に対する実態把握。(施策の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物実験施設・実験動物生産業者に対する届出制 ・ 使用数・販売数の統計調査 ・ 動物実験の3R(使用数削減、代替、苦痛の軽減)についての普及」 <p>を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨のうち、基準の普及啓発については2(2)で追加します。</p>	1
2	<p>「(6) 動物愛護法を機能させる為、警察への指導・普及啓発の強化」を追加すべき。</p>	<p>動物愛護管理法の施行は警察だけでなく広く関係局との連携が必要であり、趣旨は本文中に盛り込まれているため追加は必要ないものと考えます。</p>	2
2	<p>「(7) 実験動物の福祉」を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は、基準の普及啓発として2(2)で追加します。</p>	2
2	<p>「実験動物の福祉の為、3Rの推進の徹底」を追加すべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第三者による査察制度の導入 2 3R推進(苦痛軽減、頭数削減、代替法への転換) 	<p>御指摘の趣旨のうち、普及啓発については盛り込んでいます。</p>	3

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	<p>「(6) 実験動物の福祉の推進 今年6月施行の改正動物愛護管理法で、動物を科学上の利用に供する場合の3R原則(苦痛の軽減、数の削減、代替法使用)への配慮が追加されたことに鑑み、以下の点を推進または検討する。</p> <p>環境省が行っているような動物実験施設/実験動物生産施設に対するアンケートによる実態調査(法律や基準の遵守状況等)。</p> <p>東京都動物愛護管理審議会の配下に3R推進のための専門委員会を設置し、施設に対する実態把握や普及啓発のあり方を検討する。</p> <p>動物実験施設関係者からの実験動物福祉改善に関する相談窓口として動物愛護推進員/動物愛護担当職員を活用。</p> <p>動物実験施設に対する普及啓発(法律、基準、3R等)に動物愛護推進員/動物愛護担当職員を活用。</p> <p>上記にあたり、実験動物に関する知識や経験を有する動物愛護推進員/動物愛護担当職員の積極採用。」</p> <p>を追加すべき。</p>	<p>御指摘の趣旨のうち、普及啓発については盛り込んでいます。</p> <p>1</p>	
2	<p>「猫の登録義務化、無責任な飼い主の規制強化」を追加すべき。</p>	<p>現状では、登録義務化よりも、室内飼養・個体識別・不妊去勢の3原則の強化により、飼い主の社会的責任を徹底することが重要と考えます。</p> <p>1</p>	
2(1)	<p>「適正飼養の普及啓発の強化」「犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上」について具体的な方法を追加すべき。</p>	<p>「適正飼養の普及啓発の強化」「犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上」については、新たな普及啓発の実施など、具体的な施策を追加して記述します。</p> <p>1</p>	
2(1)	<p>「去勢避妊の徹底を含む、適正飼養の普及啓発強化や犬の登録・狂犬病予防接種率の向上などによる飼い主の社会的責任の徹底」に修正すべき。</p>	<p>御指摘の事項のうち、不妊去勢手術については追加します。その他の本文中に盛り込まれているため追加の必要はないと考えます。</p> <p>3</p>	

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2(1)	「犬や猫を病気から守り、またケンカなどによる怪我の防止、逸走防止、咬傷事故防止のためにも去勢・避妊を推進する。」「適正な体格や清潔な状態を保てるように世話をするよう指導する。」を追加すべき。	不妊去勢手術の必要性をはじめ適正飼養の推進について、具体的施策を盛り込みます。	1
2(1)	「猫については、飼い主に対し自家での飼養が可能か、譲渡先あるいは里親先が確定している場合を除き、飼い猫の不妊・去勢の指導・助言及び不妊・去勢手術費助成金の周知・助言の徹底をしていく必要がある。」を追加すべき。	不妊去勢手術の必要性をはじめ適正飼養の推進について、具体的施策を盛り込みます。	1
2(1) 2	「マイクロチップ等の個体標識の装着」を「マイクロチップのほか、鼻紋識別技術の開発により多くの都民が容易に行える個体識別について普及を図っていく必要がある。」と修正すべき。	鼻紋識別は、現段階では都民が容易に行えるものではないため、修正する必要はないものと考えます。	2
2(1) (施策の方向)	<ul style="list-style-type: none"> 「・猫の不妊去勢の啓発普及 ・多頭飼育施設（個人・業者ともに）における周辺環境の保全措置 ・動物取扱業及び大学研究機関等の犬の登録の徹底」 を追加すべき	御指摘の趣旨は現行の規定等に盛り込まれていますが、実験動物施設での犬の登録の徹底については追加します。	3
2(1) (施策の方向)	「適正飼養の普及啓発強化のためにも個体識別方法の確立と実施を基礎として、犬の登録・狂犬病予防接種率の向上などによる飼い主の社会的責任の徹底」と修正すべき。	計画の中で検討する内容であるため、修正の必要はないものと考えます。	1
2(2)	動物取扱業の具体的な倫理規定を設け、監督指導すべき。	現行の基準等を遵守するよう指導することで対応できるものであることから、修正の必要はないものと考えます。	1
2(2)	業者の居住空間や飼育状況のQOLについても監視し、売れ残った動物の追跡調査、指導、監督をすべき。	現行の基準等を遵守するよう指導することで対応できるものであることから、修正の必要はないものと考えます。	1
2(2)	「動物取扱業の“登録の拒否”はもとより“登録の取り消し”を積極的に行うことで公益性を追求」と修正すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため、修正の必要はないものと考えます。	3
2(2)	「ペットショップでの幼齢動物の展示販売などを規制し過剰な供給・生産状態を改善していくよう指導する。」を追加すべき。	展示販売等の規制は国の動向を踏まえた将来的な課題であるため、追加の必要はないものと考えます。	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2(2)	「安易な動物飼養と飼養放棄防止のため、動物の店頭販売を規制していくことも検討する必要がある。」を追加すべき。	展示販売等の規制は国の動向を踏まえた将来的な課題であるため、追加の必要はないものと考えます。	1
2(2)	「適切な動物管理と、地域で育成されている動物種や頭数把握のため、商業動物や実験動物の施設への立ち入り調査や、実態把握を定期的に行っていく必要がある。」を追加すべき。	すべての施設への立ち入り調査によって動物種や頭数把握をすることは困難と考えますが、実験動物の状況の把握については追加します。	1
2(2) 1	「家族の一員、地域の一員となる動物を」を「人の役に立ち人のために働く動物を扱い」と修正すべき。	基本的考え方に関連した表現であるため、修正の必要はないものと考えます。	1
2(2) 1	「送り出すと同時に、」を「送り出すと同時に、本法により所有者共通の犬及びねこの繁殖制限のほか、」を追加すべき。	御指摘の趣旨は「適正な飼養」の中に盛り込まれているため修正の必要はないものと考えます。	1
2(2) 2	「……都は、＜登録の拒否・取り消しなどによって、＞不適正事業者の排除を確実に行うとともに、……」と、＜＞内を追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため追加の必要はないものと考えます。	1
2(2) 2	「ペット販売業をはじめとする動物取扱業」の後に、「や、事業主でもある獣医師」を追加すべき。	動物病院等は、法の規制の範囲ではないため追加の必要はないものと考えます。	1
2(2) 2	「事業者がその責任を適切に果たしていくよう、」の後に「愛護動物の展示販売規制なども含め」を追加すべき。	事業者が現在の基準を適切に遵守させるよう監視指導を強化する必要性について述べた部分であるため、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。	1
2(2) 2	「庁内関係局の連携」を、「庁内関係局、警察庁、消防庁等の連携」と修正すべき。	記述を「関係局」に修正しました。警視庁、消防庁は関係局に含まれると考えます。	1
2(2) 2	「監視指導を強化」を、「監視指導、取り締まりを強化」と修正すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため修正の必要はないものと考えます。	1
2(2) 3	「事業者団体への支援」を「事業者団体への規制の基準」と修正すべき。	規制は業者に対してのものであり、団体に対しては自主的取組を支援していくものであるため、修正の必要はないものと考えます。	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2(2) (施策の方向)	<p>「・動物取扱業の遵守基準の周知徹底 ・悪質な動物取扱業に対する立ち入り調査の実施 ・行政の改善勧告、命令に従わない業者の登録取り消し」を追加すべき。</p>	御指摘の事項は法令で規定している内容であるため、追加の必要はないものと考えます。	2
2(2) (施策の方向)	「動物取扱業の監視指導強化や資質の向上などによる事業者の社会的責任の徹底追及のために東京都担当職員の専門的知識を高め、人員の確保をすること」と修正すべき。	「職員の専門的知識を高め」の部分については、御指摘の趣旨を踏まえた記述を追加します。	1
2(2)(施策の方向)	「・動物取扱業の遵守基準の周知徹底・悪質な動物取扱業に対する立ち入り調査の実施・行政の改善勧告、命令に従わない業者の登録取り消し・登録取り消し後も営業を続けている業者の刑事告発」を追加すべき。	御指摘の事項は法令で規定している内容であるため、追加の必要はないものと考えます。	1
2(3) 1	「都は、区市町村の動物愛護管理事務担当者に対して」を「都は、区市町村の動物愛護管理事務担当者、及び警察署員や消防署員に対して」と修正すべき。	区市町村支援の内容のため修正の必要はないものと考えます。	1
2(3) 5	「さらに、人と動物との」の後ろに「さらに、人と動物との適切な関係づくりによる」を追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため追加の必要はないものと考えます。	1
2(3) 5	「...学校教育の場」に「特に、小中学校での教育の場」を追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため追加の必要はないものと考えます。	1
2(3) 5	「都は、講師の要請や教育関係者への動物飼養の知識の普及など」に「動物の生態・扱いに熟知した獣医師など専門家を教育現場に派遣して生徒児童に動物の飼養、生態、知識の普及など、活動への支援を積極的に行う」と追加すべき。	計画策定の際に検討すべき事項であるため、追加の必要はないものと考えます。	1
2(3) (施策の方向)	支援の内容がどの程度可能なかを検討すべき。参考資料として明記すべき。	具体的内容を追加します。	1
2(4)	「動物の致死処分減少のための仕組みづくり」「新たな目標値の設定」については、動物の致死処分数の減少ではなく「殺処分ゼロ」を目標とすべき。	できる限り致死処分数が少なくなるように取り組みますが、「致死処分ゼロ」は実現の可能性の低い目標であると考えます。	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2(4)	「今後ボランティアとの協力や普及啓発のあり方などを検討し、譲渡拡大を図っていく必要がある」を「今後都内外の団体に限らず、また営利目的に限り必要最低限の飼養経費請求を認め、子猫飼養可能なボランティア団体との協力によって譲渡拡大を図っていく必要がある」と修正すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため修正する必要はないものと考えます。	1
2(4)	「今後ボランティアとの協力や普及啓発のあり方などを検討し、譲渡拡大を図っていく必要がある」を「大都市で発生する収容規模に見合う譲渡先を確保するため、都内外の団体に限らず、子猫を飼養可能なボランティア団体との協力によって譲渡拡大を図っていく必要がある。また子猫の特質を踏まえ、転売方は繁殖活動等営利を目的とする場合を除き、譲渡を目的とし、譲渡可能な成長段階までにかかる必要最低限の経費請求は可能とする」と修正すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため修正する必要はないものと考えます。	27
2(4)	「東京都動物愛護推進総合基本計画における猫の返還・譲渡割合の目標を10%以上とする」と追加すべき。	目標値については審議会で検討し、追加します。	1
2(4)	「処分方法について、麻酔薬の注射による等、炭酸ガス以外の方法について、動物にできるだけ苦痛の無い方法を科学的な観点から検討する。」と追加すべき。	炭酸ガスによる処分は苦痛のない方法と認められておりますが、その他の方法については同等の動向を踏まえた将来的な課題であるため追加する必要はないものと考えます。	1
2(4)	「犬猫の収容施設の運営に、動物愛護団体等のボランティアの積極的な活用を推進する。」を追加すべき。	計画策定や計画実施の際に検討すべき内容であり、追加する必要はないものと考えます。	1
2(4)	獣医師、ボランティアとの連携強化、飼い主のモラル向上のための普及啓発の徹底	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため修正する必要はないものと考えます。	1
2(4)	「動物虐待・遺棄防止の周知徹底を図るため、警察庁、消防庁等との連携、協働を進めていく必要がある。」を追加すべき。	御指摘の趣旨は2(1)に追加します。	1
2(4) 2	「近隣他県との連携など、広域的な譲渡の仕組みづくりに対しリーダーシップをとる」を追加すべき。	国の事業で実施されていることであり、追加する必要はないと考えます。	1

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
2(4) 2	「動物愛護団体等のボランティア・地域との協力や不妊手術や安楽死処置の知識の普及啓発による致死処分数減少への取組」と修正すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため修正する必要はないものと考えます。	1
2(5) 1	「動物由来感染症への対応能力の向上や震災時等の動物救援機能の強化による都民と動物の安全確保のために東京都担当職員の専門的知識を高め、人員の確保をすること」と修正すべき。	「職員の専門的知識を高め」の部分については、御指摘の趣旨を踏まえて記述を修正します。	1
2(5) 1	「そのため、第一義的には、飼い主が」を「動物の所有者や占有者などの飼い主や取扱者、あるいは動物に接する機会を持つすべての人々が」と修正すべき。	広義には「飼い主」に含まれるため修正する必要はないものと考えられています。	1
2(5) 3	「このため、」と「平常時から、」の間に「単に動物愛護管理法のみならず、災害基本法などによるアニマルレスキュー対策を検討しつつ、」を追加すべき。	御指摘の趣旨は本文中に盛り込まれているため追加の必要はないものと考えます。	1
2(5) 3	「平常時から、」の後に「消防署員」を追加すべき。	地域防災計画による連携機関に含まれているため追加の必要はないものと考えます。	1
2(5) 3	「また、非常時の混乱を最小限に留めるためにも、各地域の商業動物、実験動物を扱う施設の場所や、動物種、頭数把握を行っておく必要がある。」を追加すべき。	災害時の対策については事業者自らが行うものであり、動物の頭数把握等は必要になるとは考えていませんが、事業者への普及啓発については盛り込みます。	1
2(5) (施策の方向)	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育施設における動物の種類、頭数及びび所在確認 ・動物実験施設における動物の種類、頭数及びび所在確認 ・地域防災計画の中に多頭動物飼育者の責務を加える ・動物実験施設における3Rの推進及び基準遵守事項の点検 ・産業動物施設の実態把握 を追加すべき。	災害時の対策については事業者自らが行うものであり、動物の頭数把握等は必要になるとは考えていませんが、事業者への普及啓発については盛り込みます。	3

その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	意見募集期間が短すぎる。	2週間の意見募集期間は一般的な募集期間であると考えます。	2
	寄せられた意見を公表しどのように反映されたか発表してほしい。	審議会資料として公表します。	1
	最終案でも意見募集をして都民の意見が反映される民主的施策決定をしてほしい。	最終案は審議会で審議して公表します。	1
	意見書の様式について、新たな事項の追加や広く闊達な意見を募るための様式について再検討してほしい。	現在の様式で広く意見を募集できると考えています。	1
	今後、動物愛護行政の充実のために予算と人員を確保していくためには、動物取扱業の規制強化への取り組み、さらには実験、産業を含む動物の多頭飼育等に起因するさまざまな動物福祉上の問題、感染症や衛生管理の分野に正面から取り組んでいく必要がある。	御指摘の趣旨は盛り込まれています。	1
	都民へ以下のアンケート調査を。 ア 動物福祉向上の為なら増税しても構わないか？ イ 増税する場合、税をどう使って欲しいか？ ウ 動物行政担当職員を減らしていくことをどう思うか？	御意見は承りました。	3
	動物問題に限らず「全ての権利は義務を伴う」が法の基本。皆が権利ばかりを主張していたのでは社会の秩序を保てなくなるから。そういう認識のもとに動けば不良飼い主（業者・一般を問わず）の身勝手な言い分に妥協しなくて済むことを行政官も認識してほしい。	御意見は承りました。	3

(小計) 12

(総計) 130